

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事概要(第6回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

速報のため、事後修正の可能性あり

1. 日時

平成15年1月31日(金)14:00～17:05

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)

青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],大山隆司,北野聖造,曾我部東子,竹崎博允,戸松秀典,長谷川真理子,長谷川裕子,土方健男,細川清,堀越みき子,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

荒井勉,一木剛太郎,鹿子木康,小池裕,寺田逸郎,中山隆夫,野山宏,明賀英樹,山崎敏充,山崎恒

4. 議題

(1)協議

1.裁判所運営への国民参加

2.司法修習委員会

(2)今後の予定等について

5. 配布資料

[裁判所運営への国民参加]

(資料)

2. 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱(案)
3. 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会について

[司法修習委員会]

(資料)

4. 諮問事項
5. 司法修習委員会規則要綱(案)
6. 司法修習委員会イメージ図

(参考資料)

7. 司法制度改革審議会意見書(抜粋)
8. 司法制度改革推進計画要綱(抜粋)
9. 司法制度改革審議会議事録(抜粋)
10. 関係法令
11. ようこそ司法研修所へ(パンフレット)
12. 法曹養成制度の比較
13. 新しい法曹養成制度の導入
14. 新しい司法修習の内容等について

6. 議事

(1) 協議(■:委員長, ○:委員, ●:幹事)

1. 裁判所運営への国民参加

幹事から、資料3に基づき、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の概要について説明があった後、資料2の要綱案について説明された。

1 設置

■:家庭裁判所委員会と同様の機関を地方裁判所にも設置すること自体について、それから仮に設置するとした場合に、要綱案に設置目的を盛り込むこととすべきか否かについても意見を伺いたい。

○:設置目的はやはり書いておいた方がいいと考える。審議会の意見書に記載されているとおり、設置目的を書けばいいと思う。

○:地方裁判所委員会とか家庭裁判所委員会という名称だけでは、その目的が分かりにくい。名称を補う意味でも、設置目的は書いた方が親切ではないか。

○:設置目的を入れるのであれば、「裁判の独立を害さない」という言葉を同時に要綱案か確認事項に入れておくべきである。

○:設置目的を入れないのが普通の規則の書き方ではないかと思う。所掌事務を見れば自ずと設置目的が分かるので、重複して同じことを書かないというのが一般的なやり方ではないか。

○:屋上屋を架するという面はあるが、例えば委員構成をどうするかというときに、一つの指針となり得るので、設置目的を書くことには実質的な意味があると思う。

○:「広く国民の意見等を」というところが2の所掌事務にはなく、専門家の意見を聞くだけという印象を与えてしまうので、どちらかというを入れておいた方がいいと思う。

○:広く国民の意見を反映させることが大切であり、委員構成についても幅広く多様な意見をもっている方が委員となることを担保する上でも、設置目的があった方がよいと思う。

2 所掌事務

○:委員会が必要に応じて公聴会を開くことができるという規定を設けたらどうか。公

聴会を裁判所が自ら主催することは非常に困難だろうから、この委員会をクッションにして、そこで取捨選択するのがいいのではないかと思う。

○：所掌事務に異論はないが、高等裁判所の運営についての意見等はどうなるのか。

●：委員会で高等裁判所の運営に関する意見が出れば、その意見は高裁の方に伝える。高裁の方もその意見を参考に、またその運営について検討していくといったことができるのではないか。

○：これまでの家庭裁判所委員会の運営の中で、こういう点でよく役立ったということがあったら教えていただきたい。

●：これまでの家庭裁判所委員会では、主に家庭裁判所というものを地域の方々に理解していただくことを主眼に運営されることが多かった。したがって、一般的なものとしては、家庭裁判所が一層身近なものになったことが一つの成果であったと思う。具体的なものとしては、例えば少年の補導委託先の開拓についてアイデアをいただき、開拓が進んだというようなことが報告されている。

○：よい補導委託先を紹介してもらえたときは非常にありがたかった。また、地方では調停委員になっていただく方を探すのに非常に苦労していることから、家庭裁判所委員会での話がきっかけになって調停委員を紹介していただけるということもあった。

○：現実の機能としては、国民の意見を司法の運営に反映すると同時に、やはり裁判についての理解を深めてもらうことも非常に大きな機能になるだろう。こういう委員会を作るときには、目的にしても組織運営にしても、少し幅を持たせて、かつ、それぞれの地域の実情に応じた運営が可能になるようにしていただくことが重要と思っている。

■：公聴会もできるようにしたらどうかという意見についてはどうか。

○：この場で、あらかじめそういうことが出来ると詰め切ってしまう必要はないのではないか。そういうものが必要になれば、委員会の判断で開くことは妨げられない。

○：今回の委員会の設置目的は、国民から広く裁判所の運営について意見を聴くことであり、そういう委員会だということを、設置規則を見ただけで分かるように工夫すべきである。所掌事務についても、内部の議論なのか、国民から広く意見をもらうものなのかが分からない。公聴会を含めた取れる手段は国民に知らせておくべきである。一方通行ではなく双方向性の委員会になっていけば、国民にとって意味がある。

○：公聴会の開催が、個別の裁判に影響を及ぼすものであれば、裁判の独立との関係で非常に問題がある。裁判官の独立などに悪影響を及ぼさないように過不足なく盛り込もうとすると非常に難しくなるので、盛り込まなくてよいと思う。

○：公聴会においては、個別の裁判に対する介入意見は当然排除されるべきである。公聴会を開催する場合でも、裁判の独立を害するようなものは事務局で排除するという形での運営は可能である。予算がないという理由で途を閉ざされないような書き方を、工夫して入れるべきである。

○：最近では、報道機関でも第三者の意見を聴く機関を設けている。そして、報道機関に寄せられた苦情、要望をこの第三者機関に提示している。裁判所に寄せられた苦情や要望を今回の委員会である程度オープンにし、委員の意見を聴くシステムを作ったらどうか。

○：委員会の設置目的を明確にするため、広く国民の意見を聴くという目的を入れるべきである。その上で、委員会は、裁判所の運営一般について意見を聴くというものではないと、裁判の独立が脅かされることになる。一方、裁判の独立ということを入れた方がよいという意見もあったが、それは必要ないと思う。主権は国民にあり、国民の意見を聴くということは裁判所の独立を害することではない。

○：裁判所に寄せられる様々な苦情に対しても、裁判所では誠実に対応しているつもりであるが、この委員会で委員に意見を述べてもらうことはあり得ると思う。しかし、それは委員会の活動内容の一つであって、わざわざ規則に入れるのは適当でない。規則の中に入れるのは技術的にも難しいだろうし、誤解を招くことにもなるだろう。

○：国民の意見を聴くということを強調すると、それによって裁判の独立が影響されないかという危惧が出てくる。一方、これまでの家裁委員会の運用は、国民の意見を聴くというより、裁判所の実態をよく理解していただくという面が強かったのではないか。そうすると、国民の意見を聴くということも、裁判所の実態を国民に理解してもらうということも両方入れ、誤解のない形にすればよいのではないか。

●：この委員会を設けたらどうかと司法制度改革審議会に提起したのは裁判所自身である。これからは、裁判所が国民の目線に降りていって、国民からどのように見られているかを考えなくてはいいけない。そういうことを通じて、裁判所あるいは司法に対

する理解というものが得られていくのではないかという想いで出されたものである。そういう意味で、双方向というのは大前提である。

○：この案を見たとき、裁判所も市民、利用者の意見を聴く機会を作ろうとしているんだなと受け止めた。この制度をどのように活かすかは、委員、それをバックで見守る市民、関係者の努力によるのではないか。専門用語ではなく、日常用語で裁判所を語れる雰囲気作りが重要である。また、委員会での意見交換の内容や、それがどういう形で実現されているのかを、インターネットなどで公開すれば国民にわかりやすいのではないか。

■：所掌事務について、基本的な考え方自体は対立していない。設置目的については、明確にしておいた方が良いという意見が多かった。1の「設置」のところに「裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる」という趣旨を入れれば、所掌事務は原案どおりでよいのではないか。公聴会については、委員会の設置目的が明確になっていれば、9の「雑則」で必要に応じて公聴会を開くこともできる。設置目的の細かい表現ぶりについては次回確認することとし、所掌事務は原案どおりとしたい。

○：異議なし

3 組織

○：「最高裁が必要と認める場合」とあるが、最高裁ではなく設置裁判所とすると問題があるのか。

●：設置裁判所とすると、最初から25人以内と書いているのと変わらず、限定がなくなるおそれがある。したがって、部会を設けるなどの必要性を、最高裁で判断して例外的に委員数を増やすことができるとしたものである。

■：委員数については要綱案どおりでよいか。

○：異議なし

4 委員の任命

○：資料3で、運用として、「学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないものとする」とともに、「多様な委員構成になるよう配慮する」とあるが、これを確認事項にできないか。

●：設置目的に照らしても、委員構成をそのようにすることは当然であり、あえて確認

事項とするまでのことはないのではないかと思われる。

○：基本的なところなので、確認事項に入れるべきである。また、現行の家庭裁判所委員会では法曹三者が3割、それ以外が7割ということなので、「学識経験者は3分の2を下回らない」とする方がよいのではないか。

○：この委員会が、基本的には裁判所が外部からの意見を聴くという機関であるのなら、なぜ裁判官を委員として入れる必要があるのか。

●：委員会の実際の運営としては、裁判所の実情を紹介した上で双方向の意見交換をすることを考えている。オブザーバーでは自由に意見を言いにくいので、正式な委員としたい。ただ、裁判官の委員は少数にとどめ、法曹三者も全体の半分以上にすることを考えている。

■：この委員会を双方向的なものとするということであれば、裁判の実情を知る裁判官が委員として入り、他の委員の意見を直接受け止める必要があるのではないか。その点から、裁判官を除外するのはいかがかと思う。学識経験者が3分の2を下らないという点も、地方の実情によっては15人のうち10人の学識経験者を確保できるかという問題がある。表現ぶりは幹事に考えてもらうとして、確認事項として、学識経験者が過半数を下回らないようにする、多様な委員構成となるよう配慮するということを明記することを前提として、要綱案は原案どおりでどうか。

○：とりまとめはそれでよいが、委員会が、諮問に対する答申をする機関であるとするれば、所長が委員に入ると、諮問をする人と答申をする人が同じになってしまうので、所長が委員として入るのはいかがかと思う。少なくとも委員長からは外れるべきである。

●：諮問を行うのは、司法行政の主体である裁判官会議であるので、所長が諮問をする方と答申をする方の両方を兼ねているということにはならない。現行の家庭裁判所委員会では所長以外が委員長となっている場合もあるが、事前の準備等の負担から、所長が委員長となる例が多いのではないかと思う。

○：要綱案では、委員として裁判官、検察官、弁護士、学識経験者の順に挙げられているが、最初が学識経験者で、最後が裁判官ではないか。

○：委員会が議決をして裁判所に何か意見を言うといった場合、裁判官が委員として

入っていてよいのか。仮に広く国民の意見を聞くということで、特に議決を予定していないのなら、裁判官は幹事として入ればよいのではないか。

■：裁判官が入るのはやむを得ないとしても、所長が入るのは利益相反になるのではないかという意見についてはどうか。

●：設置裁判所というのは、司法行政の主体である裁判官会議を意味するので、利益相反にはならないと思われる。

■：従来の家裁委員会では、所長、検事正、弁護士会の会長・副会長などの委員構成が多く、これが形骸化の原因とも聞くが、今後はどうするのか。

●：実務レベルの議論ができる人からの選出をお願いすることになる。

○：裁判所の第三者評価機関のようなものであれば、裁判官が入るのはどうかという議論にもなるが、裁判所がその運営について国民の意見を聴くために設置する委員会であるから、裁判官が委員として入ることに問題はないし、むしろ責任者である所長が入ってきちんと議論してもらうことが重要なのではないか。

○：この委員会は諮問機関となっているが、設置目的は広く国民の意見を聴くということであるから、実質的に国民の意見を吸い上げるという観点から、所長が入って動かしていくべきである。

■：要綱案については、委員の順を、学識経験者を最初にし、裁判官を最後にするという形で変えるが、その他は原案どおりでよいか。

○：異議なし

5 委員の任期等

○：異議なし

6 委員長

○：異議なし

7 部会

○：委員会の議決については要綱案に書かれておらず、9の「雑則」で読み込むことになるのではないかと思うが、そうすると(6)の部会の議決についても9の「雑則」で読み込むということではないか。

●：委員会の議決については、9の「雑則」で読み込むことになる。部会の議決につい

ては、設置規定とともにワンセットで書くというのが通例である。

○：部会の議決については、原案どおりでよい。それとは別に、確認事項として、委員側から議題を提起できることと、年複数回開催することを入れてもらいたい。

○：部会の定めを置いた場合に、(6)のように部会の議決をもって委員会の議決とするかどうかは、政策的に決定すべき事柄である。地裁委員会の場合、各部会で決めた事項について、再度、委員会で議決を行う必要はないと考えられるのであれば、むしろ、(6)のような定めを置く必要がある。

●：地裁委員会では、いろいろな方からいろいろな意見をいただくことが重要であって、委員会としての取りまとめを行うために議決を行うことはほとんどないと考えられる。ただ、議決の必要が生じた場合には、9の「雑則」に基づき定めを設ければいいと考えている。

■：地裁委員会での審議の際に、設置裁判所からだけでなく、委員からも議題を提出できることについて、また、委員会の開催回数を、資料3にあるとおり「年複数回」とすることについて、確認事項とすべきかどうか意見を伺いたい。

●：議題については、委員から提案があれば、当該委員会で各委員に諮って決めていただければ足り、各委員会の運営に委ねられるべき事柄ではないか。開催回数については、年何回と決めてしまうと、回数をこなすだけになるおそれがあり、実質的な議論を行うためにどの程度の回数が相応しいか、各委員会でその実情に応じて決定してもらうのが相当ではないか。

○：実際の運用を行う人も、委員から議題の提案があった際の取扱いが分からないようでは困るのではないか。

●：ここでの議論は議事録に残るし、要綱が決まり、規則が制定されれば、全国の総務課長に説明を行い、周知を図ることを予定しているので、実際の運用に当たって困るようなことはない。

○：裁判所と委員の関係についても、委員が対等に議論でき、双方向性を実現し、実質的に議論できるような環境作りに配慮していただきたい。

■：開催回数については、「できる限り年複数回開催するよう努める」という確認事項を設けることでどうか。議題については、委員会の趣旨が自由闊達に幅広く意見を出

してもらうことにあり、諮問がなくとも意見を言うことができることなどから、確認事項にせず、運用にまかせるということかどうか。その上で、要綱案については原案どおりでよいか。

○：異議なし

8 庶務

○：異議なし

9 雑則

○：委員会の議事録の公開や報道機関に対する議事の公開について、確認事項を設けるべきである。「委員会及び部会は、議事録を公開し、報道機関に対して議事を公開するように配慮する。」という確認事項ではどうか。

●：委員会において、実質的で自由闊達な議論が行われることがまず重要であり、議事や議事録の公開については、各委員会で各委員の意見を聴いて決めるべきではないか。ただ、委員会の了承が得られれば、委員会の議事概要を作成し、それをホームページで公開することが望ましいのではないかと考えている。

○：議事録の公開、報道機関に対する議事の公開については、明確に定めてほしい。

○：裁判所としては、委員への就任をお願いする立場にある以上、委員が議論の上、議事の公開をしないとされれば、どうしようもない。したがって、委員にお決めいただくしかない。

■：「原則として、議事録を公開し、報道機関に限り議事を公開することが望ましいが、最終的には委員会の決定によるものとする。」という趣旨の指針を確認事項とすることかどうか。

○：国民から広く意見を求める以上、委員会の特別の議決がない限り、原則として公開することができないか検討してもらいたい。

■：今の意見の趣旨を踏まえ、幹事の方で表現ぶりについて検討し、委員には事前に提案した上で、次回決定することによいか。

○：異議なし

10 その他

■：要綱案全体、確認事項などについて、他に意見はないか。

○：家裁委員会の実情について各弁護士会に照会したところ、委員会での意見がどのように反映されたかが分からないというものがあった。委員会での意見の裁判所での取扱いについて、例えば、次回の委員会への報告など、何らかの形で確認事項に盛り込めないか。

■：今の点については、何らかの形で確認事項に盛り込めないか、幹事において検討することにした。

○：委員会の開催回数については、国民に対して多くの開催を訴える意味でも「少なくとも年複数回」といった表現ぶりを検討していただきたい。

■：その他の確認事項も含め、表現ぶりについて幹事の方で検討し、委員には事前に提案した上で、次回に議論し、決定することとしたい。

○：異議なし

2. 司法修習委員会

幹事から、「司法修習の運営に関する機関を設置する規則の制定について」の諮問の趣旨等について、資料及び参考資料に基づき説明された。

次回の委員会では、要綱案(資料2)について具体的に審議すること、要綱案について質問ないし意見があれば、次回までの間に幹事まで連絡してもらうことが確認された。

(3) 今後の予定等について

次回の委員会では、裁判所運営への国民参加及び司法修習委員会について、引き続き審議することが確認された。

次回の委員会は、次の日時に開催されることが確認された。

第7回 2月24日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

(以 上)